

外部機関からの審査依頼 手続きについて

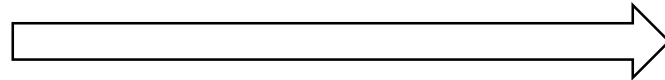
京都大学臨床研究審査委員会(以下「特定臨床」)

京都大学特定認定再生医療等委員会(以下「再生」)

京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会
(以下「医の倫理(指針)」)

だれがどこへ申請するのか

外部機関



京都大学各倫理委員会の
設置者

特定臨床: 研究代表医師
再生: 再生医療等を提供する機関の長
医の倫理(指針): 研究責任者(研究代表者)

特定臨床・再生: 京都大学学長(総長)
医の倫理(指針): 医学研究科長(京大の患者が含まれている研究は+附属病院長)

提出データ

様式番号	書類名	
1	倫理審査申込書	新規・変更追加とも:主機関が提出
2	施設要件確認書	多機関共同研究における一括審査を申請する時

審査委託から研究許可までのフロー図

